

控

みい



昭和四十五年度決算認定される

奨学資金貸与条例も大幅に改正

第四回定例議会は昨年十二月二十日召集され五日間の会期で十六案件を原案可決、承認で二十四日閉会しました。

開会第一日目は全議案の提案理由説明、二十一日は議案熟考と佐井村部分林の視察、二十二日は、

一般質問と決算審議、最終日の二十四日は全議案の質疑、質問、討論、採決を行ない、提案議案の全部を可決・承認で閉会しました。この議会で審議された案件は次のとおりでした。

- 1 専決処分報告（昭和四十六年度一般会計補正予算）
- 2 昭和四十五年度一般会計歳入歳出決算
- 3 昭和四十五年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 4 昭和四十五年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 5 昭和四十五年度へき地出張診療所特別会計歳入歳出決算
- 6 村議会議員の期末手当支給条例の一部改正条例
- 7 教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部改正
- 8 特別職の職員の給料等に関する

る条例の一部改正条例

9 職員給与に関する条例の一部改正条例

10 人権擁護委員候補者推せんに関する件

11 佐井村奨学資金貸与条例の一部改正条例

12 字の区域の変更について

13 昭和四十六年度一般会計補正予算

14 昭和四十六年度簡易水道事業特別会計補正予算

15 昭和四十六年度国民健康保険事業特別会計補正予算

16 村道認定の件

17 選挙管理委員会委員選挙の件

【決算のあらまし】

各会計全般をみますと、一般会計が二七万六千円の赤字、簡易水道会計と、へき地出張診療所会計は収支差し引きゼロ、国民健康保険特別会計は、二六七万八千円の赤字となり、わが村の各会計を合計してみた場合は、四〇万二千円の赤字となります。

一般会計の赤字の原因は、簡易水道会計へ四〇万一千円、へき地出張診療所会計へ三九三万円、国民健康保険直診勘定（歯科、村

立診療所）へ六五五万一千円の合計一、四五三万二千円の繰出しをしているのが最も大きなものです。簡易水道会計もへき地出張診療所会計と国保の直診も本来はその繰入れ分だけ赤字ということになります。

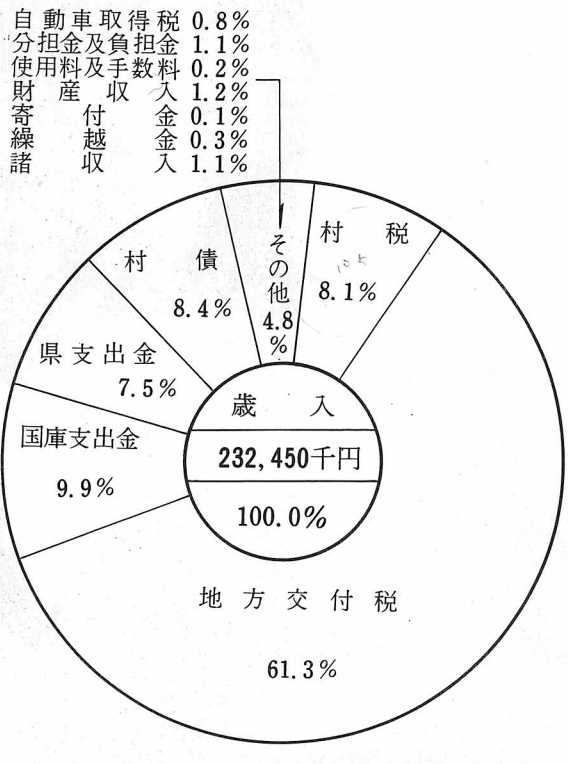
I 一般会計

次の表でもわかるとおり、歳入では地方交付税が約六一％をしめる村の自主財源である村税はわずか八％、このほか使用料、手数料、財産収入などが四％で、村の自主財源は一二％となり、ほかの八八％は国とか県からの補助金などと村債によってまかなわれています。村税のなかでも、みなさんが直接役場に納める村民税は歳入全体の二・四％、固定資産税は二・四％と低い率になっており、このほか、たばこ消費税と電気ガス税は、みなさんは直接役場に納入しなくても間接的に納税していることとなります。

自動車取得税交付金は県下のみなさんが自動車を買った場合税金を納めることになりましたが、県では市町村の道路の延長などによりこの税金を配分することになりました。

昭和45年度佐井村一般会計決算

区 分	金 額	構成比
1 村 税	18,875	8.1
2 自動車取得税交付金	1,913	0.8
3 地方交付税	142,450	61.3
4 分担金及負担金	2,540	1.1
5 使用料及手数料	499	0.2
6 国庫支出金	23,020	9.9
7 県支出金	17,459	7.5
8 財産収入	2,857	1.2
9 寄付入金	190	0.1
10 繰越金	572	0.3
11 諸 収	2,575	1.1
12 村 債	19,500	8.4
歳 入 合 計	232,450	100.0



す。分担金、負担金は、保育所に通っている子ども達の経費、保護者が納めるものが主なものです。使用料は、研修所やみどり荘、火葬場などの使用料をみなさんが納めたもので、手数料は戸籍、転出証明、印鑑証明などです。

国庫支出金は、災害復旧事業や保育所、小中学校、国の補助対象の建設事業の補助金、国民年金や国の選挙などが主なものです。県支出金は国に準じたものですが、県独自で補助しているものもあります。それは国定公園の整備や沿岸漁業構造改善事業で国の補助対象にならないもので、いかつり機械や、漁村住宅改良の利子補給、漁協で行なう事業に対する補助や利子補給などです。

敗産収入は株券の配当や教員住宅の使用料、土地使用料、その他財産の売却収入などです。諸収入は貸付金、返還金や預金利子などです。

一方、歳出では農林水産業費と総務費、教育費、土木費で全体の六五・六%をしめています。性質別経費では、投資的経費の建設事業費が三割以上をしめ、次いで物件費と人件費になっています。

2 簡易水道事業特別会計
歳入では、水道料が二五九万五千円(三一・四%)、一般会計からの繰入金四〇五万一千円(四九%)、諸収入一四八万三千円(一

七・九%)となっています。これでもわかると思いますが、この会計は、水道料でまかなわれるのが目的ですが、採算がとれず、水道料の約一・五倍を一般会計から繰入しなければならなかったのです。これは、水道料が他の町村と比較しても、わが村は最下位のグループだからです。

この水道料を一戸平均に換算してみると、一年間で二、六七五円一ヶ月あたり約二二〇円の水道料ということになります。

歳出では、修理費、総務費、維持費が主なものです。

3 国保特別会計
◇事業勘定◇

歳入の国保税は一、三三万三千円、歳入全体の三三・五%、国庫支出金は二、六〇四万五千円で六六・四%、その他約七千円で〇・一%となっています。一世帯あたり一六、七六一円の国保税を支払っていることとなります。

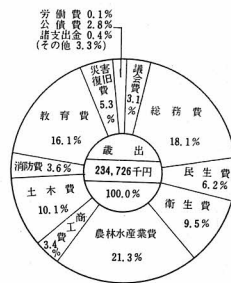
歳出では、皆さんが病院にかかった時自己負担以外の経費と助産費、葬祭費などで、全体の八〇%をしめ、この他に職員の給料などです。

これも表でわかるとおり、一世帯あたりの国保税の約七五%がみなさんに還元されているわけですから、諸支出金の繰出金は歯科診療所と村立診療所会計に繰出しているものです。歳入歳出で二六七万八

2 歳 出

(単位 千円)

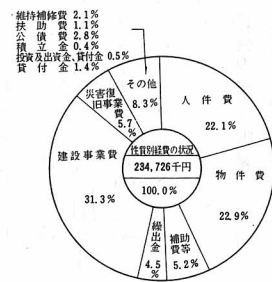
区	分	金額	構成比
1	議 会 費	7,320	3.1
2	総 務 費	42,632	18.1
3	民 生 費	14,538	6.2
4	衛 生 費	22,259	9.5
5	農 林 水 産 業 費	298	0.1
6	農 林 水 産 業 費	50,053	21.3
7	商 工 業 費	8,035	3.4
8	土 木 費	23,699	10.1
9	消 防 費	8,446	3.6
10	教 育 費	37,689	16.1
11	災 害 復 旧 費	12,357	5.3
12	公 道 費	6,552	2.8
13	支 出 費	848	0.4
14	予 備 費	0	0
歳 出 合 計		234,726	100.0



性質別経費の状況

(単位 千円)

区	分	金額	構成比
1	人 件 費 (うち職員給)	51,744	22.1
2	物 持 修 繕 費 (うち補助)	(31,348)	(13.4)
3	維 持 修 繕 費	53,698	22.9
4	扶 助 費	4,926	2.1
5	公 積 費	2,631	1.1
6	積 立 費	12,259	5.2
7	債 立 費	6,487	2.8
8	投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	1,014	0.4
9	繰 出 金	1,162	0.5
10	繰 入 金	10,603	4.5
11	貸 付 金	3,302	1.4
11	建 設 事 業 費 (うち補助事業)	73,487	31.3
	(うち単独事業)	(25,877)	(11.0)
	(うち県営事業負担金)	(42,140)	(18.0)
12	災 害 復 旧 事 業 費	(5,470)	(2.3)
12	災 害 復 旧 事 業 費	13,413	5.7
歳 出 合 計		234,726	100.0



村民税 1 人あたり税額

区	分	収入済額	率	納 税 者 1 人 当 り	人 1 人 当 り
村 税	村 民 税	千円	100.0	—	—
		18,875	100.0	—	3,681
		4,999	26.5	3,373	975
		4,796	25.4	3,236	935
		203	1.1	50,750	40
		5,652	29.9	7,927	1,102
		2,842	15.0	3,986	554
		2,810	14.9	—	548
		358	1.9	817	70
		4,978	26.4	—	971
		1,503	8.0	—	293
		1,385	7.3	69,250	270

歳 出 事 業 勘 定

区 分	支出額	加入金 保1金 国者	入当額 人	口 1人当り
1 総務費	2,695	732	526	526
2 保険給付費	29,244	7,942	5,704	5,704
3 保険施設費	1,009	274	197	197
4 公債費	1,009	274	197	197
5 諸支出金	3,572	970	697	697
歳出合計	36,547	9,926	7,128	7,128

千円の赤字となり、このうち一七
八万五千円が財政調整基金に積立
し、残額の八万九千三百円が四十六
年度に繰越になるわけです。

◆直診勘定◆
この会計は歯科診療所と村立診
療所の運営にあてられるもので、
歳入の診療収入は一、四四三万二
千円で全体の約五八%で残りは一
般会計からと事業勘定からの繰入
れ金でまかなわれています。

歳出では医業費が五二九万円
約二一%、医師、看護婦の給料と
物件費が一、九三万八千円、七
九%となっています。

【条例改正】
●村議会議員の期末手当支給条
例の一部改正条例

従来議員に対して六月の期末
手当は報酬(議長二万六千円、
副議長二万四千円、議員二万三
千円)の一ヶ月分を支給して
いましたが、〇・一ヶ月
分増額して一・一ヶ月に改
正されました。これで議員
の年間期末手当は、三月が
〇・五ヶ月分、六月が一・
一ヶ月分、十二月が二ヶ月
の合計三・六ヶ月となりま
した。

●教育委員会教育長の給与
および勤務時間等に関する
条例の一部改正条例
これも六月の期末手当を
〇・一ヶ月増額して、三月
からの〇・五ヶ月分、六月
が一・七ヶ月分、十二月分
が二・六ヶ月の合計四・八
ヶ月になりました。

●特別職員の職員の給料等
に関する条例の一部改正条例
三役に対して支給する六
月の期末手当を〇・一ヶ月
分増額改正されました。年
間の期末手当の率は議員と
同率です。

●職員給与に関する条例の一
部改正条例
一般職員の給与条例の改正で
人事院勧告に基づくものです。
一、扶養手当
配偶者に対する扶養手当「
千七百円」を「二千二百円」
に、第二子に対する手当「四
百円」を「六百円」に増額改
正されました。ただし、児童
手当を支給されることにもつ
いては、扶養手当を支給しな
いことになりました。

二、期末手当
六月の期末手当を〇・一ヶ
月分増額しました。
このほか、給料額が引き上げ
られました。これによって、高
校卒業生で三万一千円、二十五
歳で三万九千五百円、三十歳で
五万一千円ぐらゐの給料となり
ます。

●佐井村奨学資金貸与条例の一
部改正条例
九月議会では、奨学資金の貸
与額を三千元から五千元に改正
しましたが、今回は貸与を受け
ることのできる学校の幅を広げ
たことです。また、今まで大学
医学部在学生に対して貸与して
いた月額十万円は、ことしの四
月から廃止になります。

この奨学資金の制度は、経済
的に困難な人たちに貸与して、
教育を身につかせわが村の振
興に役立てる目的です。期間は
学校の修業期間中で、卒業の一
年後から貸与期間の二倍の期間
で償還することになります。取
扱い窓口は教育委員会です。

【補正予算】
各会計とも職員の給与改定に基
づく人件費を増額したのが主なも
のです。このほか児童手当制度
が一月一日から施行されますので
その経費、国保会計と簡易水道会
計への繰出金の増額などです。

【人事関係】
●人権擁護委員候補者は次の三
人が推薦されました。
若山弥一郎、樋口 秀次
石沢 みき

●選挙管理委員会委員には次の
人たちが選ばれました。
樋口 秀次、岩清水 芳
内田 実、辻 一郎
補充員
加賀 秀雄、奥本 静一
館脇 春治、佐藤 清吉

【その他】
●原田川目六九の一部と、七二
の一部およびこれらの地域内に
介在する道路、その他の国有地
の全部が大字佐井原田に編入
されることになりました。

●大佐井川目一〇八番(県道界)
から、古佐井山一四番(金丸せ
つ、下大留沢界)までの九八三
メートルが村道に認定された。
路線名は両佐井山手線と名づけ

られました。八幡宮をめぐる旧
軌道敷です。

選挙管理委員会
組織会終る

一月二十日開催されました組織
会において次のとおり決定しまし
た。
委員長 樋口 秀次
委員長職務代理者
岩清水 芳

営林署から
おねがい

海岸林道西海岸線のカケくずれ
等で車が通れない場合は、最寄り
の担当区事務所か、営林署、役場
へご連絡下さい。

保健婦だより
女性の血は薄い!!
— 献血について —

佐井村では、昨年の一月から、
十月末までに四六八人の献血希望
者を受け付けましたが、採血し
たのは、三七八人で、九〇人は不
適者です。そのうち八割から九割
が女性です。そのほとんどが比重

不足です。

- 日本人の血液比重は、男が一、〇五六、一、〇五七、女が一、〇五四、一、〇五五、厚生省は、一、〇五二を最低基準と決め、これ以下は比重不足として採血しないようにしています。男性の比重はあまり問題がないが、女性は、生理などで比重がどうしても低めです。この理由として
- ① 米食中心に偏している
- ② 動物性食品、有色野菜、油類
- ③ 熱量はじゅうぶんだが、動物性タンパク質、ビタミン不足等で、食生活改善が必要です。ふとるのをきらつて節食、減食している人はいませんか。

おとうとのけが

佐井小四年 北 田 美枝子



「なんだかきょう、わるいことありそうだなあ」と、友だちと、はなしながら、

家の前できよならをしました。にわに入り、くつをぬごうとしたときです。いつもあばれんぼうの弟の正人が、左手をぶらんとさげ、目をまっかにして私の目の前にぼうのように立っていました。

「不足」が不足 熱量はじゅうぶんだが、動物性タンパク質、ビタミン不足等で、食生活改善が必要です。ふとるのをきらつて節食、減食している人はいませんか。血液は、血球、血しょうからできており、鉄、タンパク質が不足すると比重が低くなります。比重が低いということは、それだけ血液の濃度が薄く、水分が多いわけ

「献血しようとしても比重不足で、せっかく好意が生かされないのは、残念です。献血できることは、その人の健康を保証するものである。」と言われます。三月二十九日、三十日の両日、移動採血車が来村いたします。多数献血に御協力下さるようお願いいたします。三月二十九日 部落巡回 三月三十日 役場前 午前九時～十二時

しかつたけれども、「かあさん、正人の手がらの、ほねみたの出での、血ながいでらよー」と、さけびました。仕事を、していたおかあさんは、私の声をきいたとたん、まっさおになって、「ほんただが」と、小さな声でいきました。いっしょに働いていたおかあさんがたは、「正人、けがしたんだべさ、ほれ、はやぐいつてやせ」と、口々にいったので、いっしょにかえりました。正人は、ねていたらしく、わたしたちが戸をあけたら、おくの方から、右手で目をおさえながらでてきました。おかあさんは、正人の左手をとって、「いでえのが、いでえのが」と、何度もいつて新しいタオルで左手をつつみました。「なだば、ほにせわかけるじゃ、なしてこつたらごとしたのよ」と半分おこりながら、半分しんぱい

出稼者健康診断のお知らせ

最近、出稼先で病気になる人が大変ふえています。左記の日程で健康診断を実施いたしますので、多数受診され健康な体で働きに出て、下さい。

日時 三月二日 午前九時～正午 午後一時まで
場所 役場二階 レントゲン検査内容 結核検査、心電図検査、血圧測定、尿検査、性病検査

固定資産税納期限 (2月29日まで) 税金の未納のある方は早めに納付しましょう

☆☆☆☆☆☆

印かんを大切に

印かん証明は本人が

印かん証明は、金銭貸借、保証登記など直接個人の財産に影響するたいせつなものです。

印かん証明事務を担当している私たちは、その発行には細心の注意をしていますが、利用する皆さんも印かん登録や、証明書の交付申請のときは本人が直接手続きされることを望みます。

病気などで止むを得ないときは代理人に委任できますが、この場合は特に慎重に取扱ってください。

これまでにも、妻が夫の財産を勝手に自分の名義に変えてしまった事件、むすこが親の印かんを勝手に持ち出してお金を借りた事件などが他であります。

昨年一年間に五二七件もの代理人による印かん証明がありました。この人たちは印かん証明のたいせつなことがほんとうに判っているのだろうかと思われたいです。

とくに、代理人で数枚の証明書を請求される場合などはその委任状が正しいものかどうか神経質になるほど私たちは慎重を期しています。

「急ぎの用事に間にあわない。」とか、「役場はめんどうな所だ。」など非難される方もありますが、お互いに不幸な事故を起こさないために印かんをたいせつに保管し他人には、みだりに貸すことのないよう注意したいものです。

米の生産調整などの社会情勢の変化により、本県の出稼労働者は今後増加する傾向にあります。しかし去年のアメリカのドル・ショックなどによる産業界の不況から、出稼労働者を対象とした求人申し込みが大幅に減少しています。さらに企業側の採用条件も

残業時間が少なくなった。
 高年齢者は採用しない(原則として四十五歳まで)。
 未経験者は、採用しない(技能者および同事業所に就労した人を優先的に採用)。
 短期就労は希望しない。
 作業成績のよくない人は採用しない。

きびしくなった出稼
 米の生産調整などの社会情勢の変化により、本県の出稼労働者は今後増加する傾向にあります。しかし去年のアメリカのドル・ショックなどによる産業界の不況から、出稼労働者を対象とした求人申し込みが大幅に減少しています。さらに企業側の採用条件も

高賃金などの好条件で採用しようとするモグリ募集員や駅構内などにいる手配師の甘言にのらない(賃金不払いなどのトラブルが発生しやすい)。
 毎年就労している事業所でも採用条件がいままでよりきびしくなっているのが、ただ、漫然と同事業所に出向くことのないよう必ず正規のルートにより就労する。
 現地での転職が非常に面倒になつてきたこと。

出稼者の心得
 また、このきびしい情勢に対処するため出稼労働者の心得として就労前に
 (一) 職業安定所紹介により就労する。
 (二) 労働条件を必ず自分で確かめる。
 (三) 高賃金だけに気をとられずあくまでも自分の体力、性格に合 養所を選ぶ(労働災害や

賃金不払いの未然防止につながる)。
 (四) 健康診断をうける。
 (五) グループ就労する。
 (六) 出稼相談所に届け出する(市町村の広報紙の送付などの便がある)。
 就労中は、
 (一) 事業所の安全衛生管理体制に協力し就業規則を守ること。
 (二) 無理な残業はやめる。
 (三) 暴飲暴食を慎む。
 (四) 事業所内のトラブル(特に賃金未払い)は、現地で早期に解決するよう職業安定所、労働基準監督署、出稼援護相談所などを利用する。
 (五) 出稼労働者手帳を活用する。
 (六) 留守家族に対しては
 (一) 事業所名とその住所および代表者の氏名をくわしく家族へ知らせる。
 (二) 毎月家族に手紙を出し、特にこどもへの激励は忘れないようにする。
 (三) 出稼による収入を毎月定期的に送金する。
 以上の点をみなさんが実施することによって、「安全で明るい出稼」を期するよう今年は特に留意して欲しいものです。

いものとなつてきました。
 出かせぎのときの注意点
 おそらく、本年もこのような状態が続くものと予想されます。これから出稼をしようとする人は次のようなことに気を配ってください。
 (一) 高賃金などの好条件で採用しようとするモグリ募集員や駅構内などにいる手配師の甘言にのらない(賃金不払いなどのトラブルが発生しやすい)。
 (二) 毎年就労している事業所でも採用条件がいままでよりきびしくなっているのが、ただ、漫然と同事業所に出向くことのないよう必ず正規のルートにより就労する。
 (三) 現地での転職が非常に面倒になつてきたこと。

出稼者の心得
 また、このきびしい情勢に対処するため出稼労働者の心得として就労前に
 (一) 職業安定所紹介により就労する。
 (二) 労働条件を必ず自分で確かめる。
 (三) 高賃金だけに気をとられずあくまでも自分の体力、性格に合 養所を選ぶ(労働災害や



☆☆☆☆☆☆
 ☆☆☆☆☆☆
 ☆☆☆☆☆☆
 ☆☆☆☆☆☆

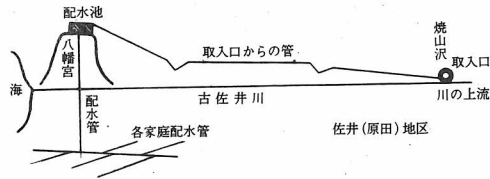
水道の現況と

今後の課題

水道は飲用に適する清浄な水を豊富に需要者に供給する施設でこの目的は、公衆衛生の向上と、生活環境の改善をはかり国民生活及び産業経済の一助をなすものとされ、我が佐井村でも昭和三三年矢越地区簡易水道を初めとし、表一のように水道施設を整備してきました。

水道施設名	工 期	事業費	配水場数	配水容量
矢越	S 33. 11. 9 ~ 34. 3. 31	千円 390	1 個	9 m ³
磯谷	33. 10. 20 ~ 34. 3. 31	2, 755	1	25
福浦	36. 9. 1 ~ 36. 11. 30	2, 100	1	30
佐井	37. 8. 29 ~ 38. 11. 30	19, 170	1	174
川目	39. 3. 1 ~ 39. 3. 31	1, 200	1	8
大沢	38. 7. 26 ~ 38. 12. 25	1, 770	1	53
牛滝	41. 7. 25 ~ 42. 3. 18	5, 064	1	25
長後	42. 8. 26 ~ 42. 11. 30	4, 700	1	25

図 1

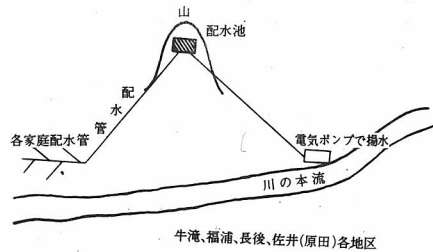


先にのべたように飲用に適する清浄な、そして豊富な水となると色々な制約や地理的条件があり佐井村のような地形では、どうしても、無理な工事をしなければならず又、その施設能力にも限度があります。ちなみに佐井村で、行なわれている源水の取水方法を、お知らせいたしますと次図のとおりです。

図 3



図 2



以上が佐井村で行なわれていた。源水の取水方法ですが、図1から図3までの方法には、それぞれ長所短所があります。今回は各図の長所をお知らせいたします。図1ですがこれは、経済的にみると施設さえしてしまえばあとは、自然に水が流下して各戸に配水になるもので、経済的に有利です。また、故障などの発見も早く維持管理が容易です。

図2の方法は、図1の方法を縮小したようなもので小規模で、簡易水道に適し、沢水を利用してのると、取入口から各戸までの距離が短いので、夏冬の水温差があまりなく飲用して美味といわれます。

図3は、電気ポンプで揚水するため施設の集中化が出来、リモートコントロールで水量の調整をするので急激に大量の水を使用しても配水池の水量不足を心配することはありません。

以上が、佐井村に於ける水道の現況と施設についての概略を、説明いたしました。

次号へ続く

所得税の確定 申告始まる

昭和四六年分所得税の確定申告の受け付けが、二月十六日から始

まります。昨年の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除など所得控除の合計額より多い人は、二月十六日から三月十五日までの間に確定申告をしなければなりません。また、源泉徴収された税額や、予定納税をした税額が納め過ぎになっている人は、確定申告をして税金の還付が受けられます。この申告は、二月十五日以前でも受け付けていますから、早めに申告をして還付を受けてください。 むつ 税務署

昭和四七年度、 赤十字社員増強 運動はじまる

毎戸一人は社員に加入しよう。赤十字社が年一回皆さんのご協力をいただく「赤十字社員増強運動」を青森県支部では、二月一日から「毎戸に一人は赤十字社員」の目標で展開することになりました。

この運動は、赤十字社業を行なうために皆さんに赤十字社員となつていただくためです。

赤十字社は、皆さんの美しい心と力をあつめて、世界一五カ国の赤十字社と手を握って人道博愛奉仕の精神で災害救護や人類の福

祉、世界平和のために活動を続けています。この運動を行なうため皆さんが社業の趣旨に賛同し、ご加入下さいますようお願いいたします。期間中、お宅へ赤字奉仕者がお伺いしますからよろしくお願いいたします。昭和四十六年度の実績は次のとおりです。

- 一、目標額 一二五、六〇〇円
- 二、実績額 二〇八、九三〇円

国民年金保険料が 改正されました

現在、国民年金の保険料は月四百五十円ですが、今年の七月から月五百五十円になります。

これは、ごぞんじのように昭和

四十五年に国民年金法が改正され、支給される年金額が大幅に引き上げられたため、保険料も改定されることになっていたものです。

加入者のなかには、もっと保険料を引き上げて、うけられる年金額も多くしてほしい、という声もあ

りますが、急激に保険料を引き上げたのでは納められない人もあるのではないかと、昭和四十五年七月から四百五十円、四十七年七月から五百五十円と、徐々に引き上げることにされたものです。

そして、もっと高い年金を希望する人には、増額年金制度をつくり、定額分の保険料のほかに、月三百五十円を納めれば上積みした年金を支給することにしてあります。

七月から国民年金の保険料は五百五十円になりますが、他の公的年金(厚生年金や公務員の恩給など)に比べて非常に低く、その割には年金額が高いため、今後より高い年金を支給するためには、保険料の改定が必要になりますので、加入者の皆さんのご理解をお願いしたいものです。

保険料が改定されることによつて、昭和四十七年度は四月から六月までは月四百五十円、七月からは月五百五十円と、年度途中で変わりますからおまちがいのないようにしてください。

もし、月々納めるのが手間な人は、一年分の保険料を前もって納めることもできます。これを前納と言いますが、前納しますと保険料が割り引きされますので、どう

戸籍の窓口

一月二十九日現在

お誕生おめでとう

- 米沢 英和(一豊) 原 田
- 中村 誠治(寿蔵) 川 目
- 木下 弘美(彦男) 古佐井
- 佐藤 一美(唯一) 原 田
- 館脇 典一(和男) 矢 越
- 折戸 征矢子(但次) 大佐井
- 大坂 昇(隆) 長 後
- 竹内 正英(英吉) 大佐井
- 東出 秀子(巖) 川 目
- 木下 貴人(重幸) 矢越越

ご結婚おめでとう

- 樋口 義照 (大佐井)
- 竹内 多摩 (大間町)
- 奥本 正典 (古佐井)
- 木部 優美子 (原 田)
- 大渡 勝男 (砂川市)
- 能登 鈴子 (古佐井)
- 中村 尚博 (飯山市)
- 東出 尚子 (大佐井)
- 上村 誠一 (八戸市)
- 大石 晶子 (長 後)
- 岩泉 盛利 (大間町)
- 横浜 さつゑ (磯 谷)
- 木部 紀一 (原 田)
- 小山 のり (弘前市)

ご逝去おくりやみ申します

- 広田 勝男 (名古屋市)
- 宮沢 英子 (大佐井)
- 田中 力雄 (むつ市)
- 中村 八重子 (矢 越)
- 滝本 昭二 (原 田)
- 塚下 とみ (五戸町)
- 池田 紀 (原 田)
- 関谷 隆子 (十日町市)
- 越膳 定春 (福 浦)
- 田辺 初子 (青森市)
- 山崎 由太郎(昭之進) 大佐井
- 横浜 よん(初五郎) 原 田
- 大畑 久太郎(正光) 牛滝

人口と世帯

男	2,431人
女	2,551人
計	4,982人
世帯数	1,116世帯

火災シーズン



ご利用ください。そして、納め忘れのないようにしましょう。

古切手を寄付 して下さい

助役 宮川年晴

ネパールなどで医療奉仕活動を続けておられるお医者さんへのお手伝いということで古切手を寄付していませんか。(古切手であればなんでも結構です。フチを少しつけて) 当方で取りまとめ東京の日本キリスト教海外医療協力会にお送り致します。

お知らせ

村政の窓口

1月1日 名刺交換会

5日 消防団出初式

20日 選挙管理委員会組織会

こよみと行事

- 12日 ゴミ回収
- 15日 ゴミ回収
- 17日 冬期へき地診療(野平)
- 18日 老人クラブ衛生教育 (みどり荘)
- 21日 ゴミ回収
- 22日 妊婦検診(研修所)
- 24日 ゴミ回収
- 27日 ゴミ回収

